

東洋大学学則（抜粋）

昭和24年4月1日施行

（懲戒）

第57条 学長は、本学の規則に反し、又は学生の本分に反する行為があった学生に対し、教授会の議を経て、行為の軽重と教育上の必要とを考慮して、譴責、停学又は退学の処分をすることができる。

2 退学処分は、次の各号の一に該当する者以外には、これを行うことはできない。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由なくして出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

（以上）

東洋大学大学院学則（抜粋）

昭和29年4月1日施行

（懲戒）

第54条 学生にして本学則若しくはこれに基づいて定められた学内諸規程に違反し、その他学生としての本分に反する行為のあった者に対しては懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者は、退学させる。

- （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2） 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- （3） 正当の理由がなくて出席常でない者
- （4） 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（以上）

東洋大学専門職大学院学則（抜粋）

平成15年学則第5号

平成15年11月27日公示

平成16年4月1日施行

（懲戒）

第49条 学生にして本大学院の学則又はこれに基づいて定められた学内諸規程に違反し、その他学生としての本分に反する行為のあった者に対しては懲戒する。

2 懲戒は譴責、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者は退学させる。

- （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2） 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(以上)

東洋大学通信教育部規程（抜粋）

昭和39年4月1日施行

（懲戒）

第76条 学生等が規則に反し、学生等の本分に反する行為をした場合には、懲戒する。懲戒処分は、
譴責、停学及び退学の3種とする。

2 前項の退学処分は、次の各号の一つに該当する正科生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

3 第1項の譴責及び停学については、別に定める。

4 科目等履修生についても、本条を適用し、正科生と同等の処分をする。

(以上)

東洋大学附属姫路高等学校学則（抜粋）

昭和38年4月1日施行

（懲戒）

第33条 校長及び教員は教育上必要があると認めるときは生徒に対し、懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

3 前項に規定する退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない生徒
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

(以上)

東洋大学附属姫路中学校学則（抜粋）

平成26年4月1日施行

（懲戒）

第33条 校長は、生徒がこの学則その他の諸規則に違反し、生徒の本分に反する行為があった場合には、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒は、訓告及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(以上)

東洋大学附属牛久高等学校学則（抜粋）

昭和39年4月1日施行

（懲戒）

第38条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、又はその本分に反した行為があつたときは懲戒を行う。

- 2 懲戒のうち、訓戒、謹慎及び退学は校長が行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者
- 4 懲戒に関する内容及び運用については、別に定める。

(以上)

私立京北高等学校学則（抜粋）

平成23年4月1日施行

（懲戒）

第31条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らずにその本分にもとる行為があつたときは、懲戒処分を行う。

- (2) 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- (3) 前項の退学は次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。
 - 1. 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 3. 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(以上)

私立京北中学校学則（抜粋）

平成23年4月1日施行

（懲戒）

第31条 生徒が本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたときは、懲戒処分を行う。

- (2) 前項の懲戒は訓告及び退学とする。
- (3) 前項の退学は次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。
 - 1. 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 3. 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(以上)

私立京北学園白山高等学校学則（抜粋）

平成23年4月1日施行

(懲戒)

第31条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らずにその本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

- (2) 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- (3) 前項の退学は次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。
 - 1. 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 3. 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(以上)